

佐賀県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定
施術機関から名称を変更した旨の届出があった。

平成二十三年二月十五日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地	変更年月日
旧	新		
とす鍼灸接骨院	とす接骨院	鳥栖市元町一二四六番地 三	平成二二・五・一